各　　位　　2013年５月９日

東京都江東区豊洲五丁目６番５２号
株式会社オートバックスセブン
代表取締役 社長執行役員　湧田　節夫
［コード番号９８３２　東証・大証第一部］
問い合わせ先
上席執行役員　経営企画担当　平田　功
TEL　０３－６２１９－８７８７

# 損害賠償請求訴訟に係る和解契約についての裁判所の承認に関するお知らせ

2013年３月30日に「和解による損害賠償請求訴訟の解決に関するお知らせ」において締結を公表いたしました和解契約（以下「和解契約」といいます。）につき、2013年４月23日（米国東部時間）に米国デラウェア連邦倒産裁判所及び米国ニュージャージー連邦倒産裁判所（以下併せて「裁判所」といいます。）からそれぞれ承認命令（以下併せて「承認命令」といいます。）が発付され、2013年５月８日（米国東部時間）に和解契約が発効いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．訴訟の提起から承認命令発付に至るまでの経緯

2009年12月12日付「当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」および2009年12月 19 日付「当社に対する損害賠償請求訴訟の提起に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、AUTOBACS STRAUSS INC.、1945 Route 23 Associates, Inc.およびR&S Parts and Service, Inc.（以下併せて「原告ら」といいます。）が、2009年12月11日付で米国デラウェア連邦倒産裁判所に、同月17日付で米国ニュージャージー連邦地方裁判所に、それぞれ当社に対する訴訟を提起しましたが、2013年３月 30 日に「和解による損害賠償請求訴訟の解決に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、当社は、2013年３月29日（米国東部時間）、原告らとの間で和解契約を締結しました。

和解契約の効力発生には裁判所から和解契約を承認する命令が発付される必要があるところ、2013年４月23日（米国東部時間）に裁判所による承認命令が発付され、さらに当該承認命令の発付から14暦日が経過し、かつ、承認命令の効力が確定的なものとなった日の翌日である2013年５月８日（米国東部時間）に和解契約が発効いたしました。

２．今後の見通し

本和解に基づく現金支払等が、2013年３月期および2014年３月期の連結業績に与える影響は、軽微と考えております。なお、本和解に基づく原告らへの支払額と、北米事業からの撤退に伴う損失として見積もっていた金額との差額である１億９百万円を、2013 年３月期の営業外収益に計上いたしました。

以　上